

# 太刀洗通信所 排煙窓補修

件名	太刀洗通信所排煙窓補修					
図面名称	表紙					
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和7年8月1日	
業務隊長	管理科長	営繕主任	管財主任	工事企画	施設管理	作成者
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科						

# 仕 様 書

1 件 名  
太刀洗通信所排煙窓補修

2 場 所  
福岡県朝倉郡筑前町下高場字市沼1376-2  
太刀洗通信所 A地区(19号建物)(33号建物)

3 適用範囲  
本仕様書は、太刀洗通信所で実施する「太刀洗通信所排煙窓補修」について適用する。

4 概 要  
消火設備排煙窓(マドコン)補修  
仕様: ハンドル回転式

- (1) 交換部品(19号建物2ヶ所・33号建物7ヶ所)
- |                 |    |
|-----------------|----|
| (ア) ハンドルボックスセット | 9台 |
| (イ) ワイヤー6m      | 9本 |
- (2) 試運転調整 一式

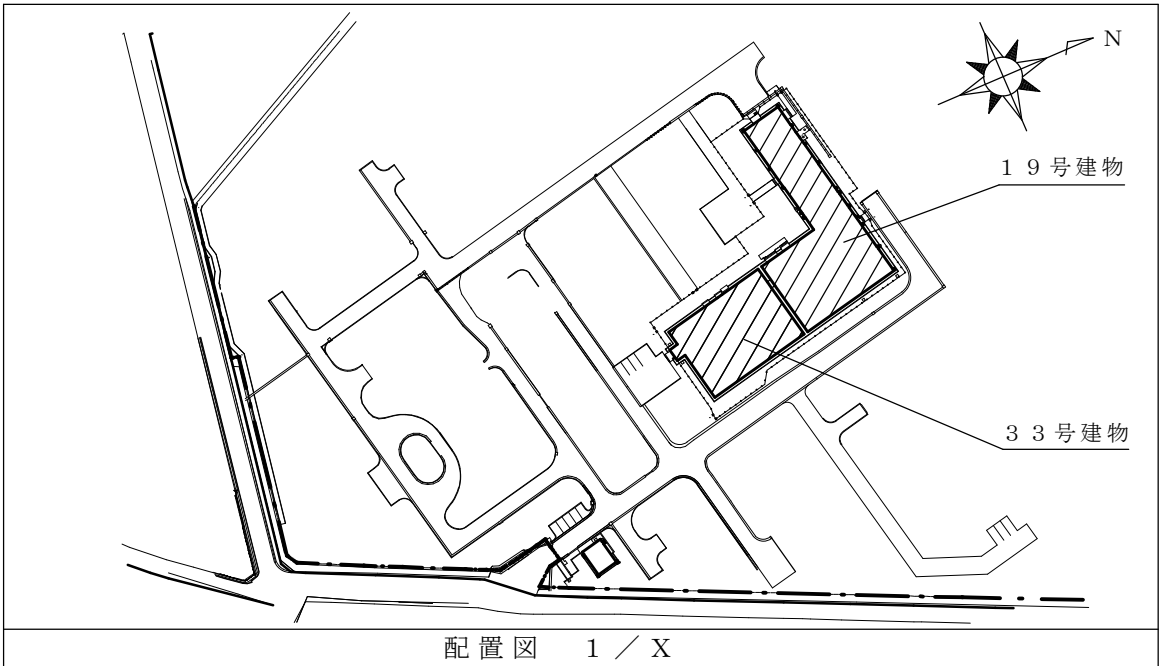
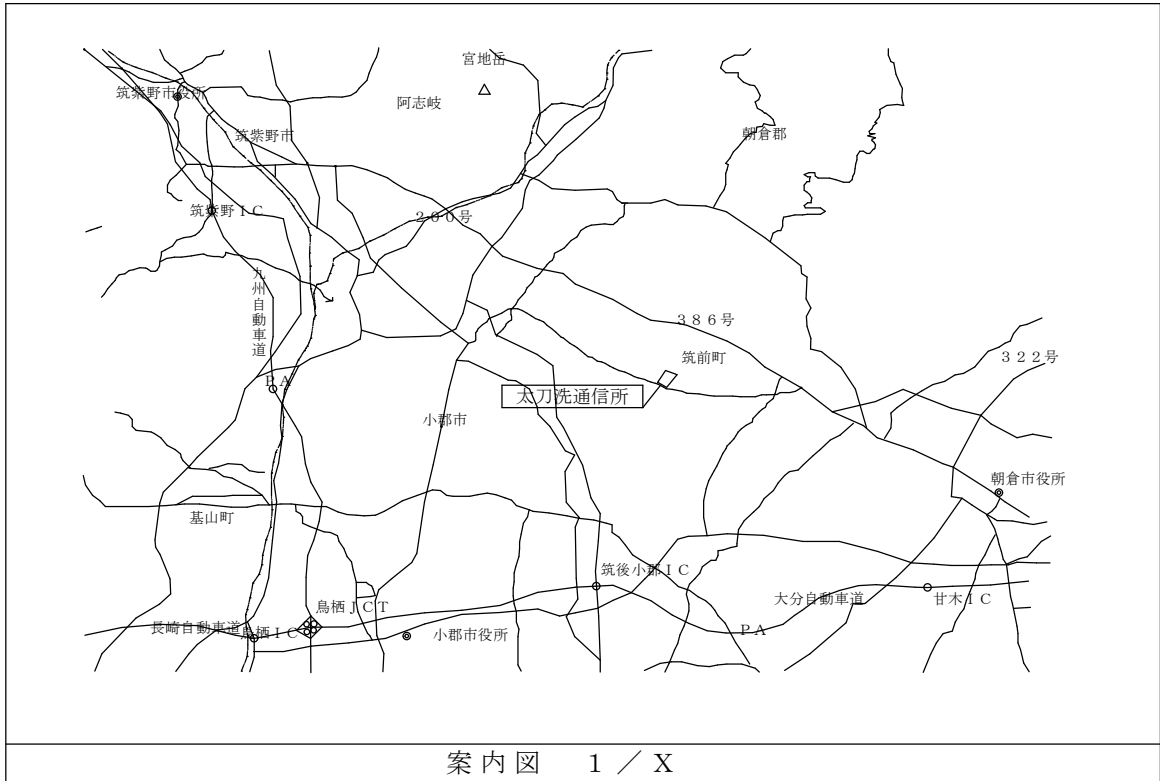
## 5 一般事項

- 本役務は、本仕様書及び本設計書によるほか、関係諸法規を遵守し実施すること。
- 施工上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
- 写真は、着工前・完成後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事用写真帳に整理後、2部提出する。尚、写真データについては、確実に消去すること。
- 役務中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- 役務中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。

## 6 特記事項

- 作業実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
- 官側の電気・水道の使用は原則禁止とする。
- 監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
- 本役務に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用すること。
- 発生材について、鉄屑類については発生材報告書を提出し官側に引き継ぎ、その他については、請負者により適切に処分すること。
- 入札前に必ず官側と調整して現場確認を実施すること。

件 名	太刀洗通信所排煙窓補修					
図面名称	仕様書					
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和7年8月1日	
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科						



件名	太刀洗通信所排煙窓補修				
図面名称	案内図、配置図				
縮尺	—	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和7年8月1日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					